

令和7年8月5日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

二酸化炭素濃度測定器（充電式）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- | | |
|---|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うち石油ふろがま（薪兼用）1件、
密閉式（FF式）ガス瞬間湯沸器（都市ガス用）1件） | 2件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うち二酸化炭素濃度測定器（充電式）1件） | 1件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うち電気洗濯機1件、電動車いす（ハンドル形）1件、
バッテリー（リチウムイオン、スマートフォン用）1件、
リチウム電池内蔵充電器2件、発電機（携帯型）1件、
電気シェーバー1件、接続箱（太陽光発電システム用）1件） | 8件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

アップ・スウェル株式会社が輸入した二酸化炭素濃度測定器（充電式）について (管理番号：A202500406)

①事象について

アップ・スウェル株式会社（法人番号：4013201015992）が輸入した二酸化炭素濃度測定器（充電式）を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、製品に内蔵している基盤の不具合によってUSB充電ケーブルを接続し続けて利用すると電池の劣化が早まり、発火に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2022年（令和4年）9月28日にウェブサイトへ情報掲載を行うとともに、購入者へのメール送信及び案内状の送付を行い、対象製品について回収及び修理を実施しています。

③対象製品：商品名、JANコード、型番、販売期間、対象台数

商品名	JANコード	型番	販売期間	対象台数
C02 濃度測定器	4580067000367	CUA-C02-001 (Cuact-C02-001)	2021年5月～ 2022年9月	5,639
C02 濃度測定器 (Wi-Fi対応版)	4580066910452	CUA-C02-WF01	2022年1月～ 2022年9月	500
合 計				6,139

2022年（令和4年）9月28日からリコール（回収・修理）を実施
回収率：80.8%（2025年8月4日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2021年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2025年度	0	—	2022年度	1	火災
2024年度	0	—	2021年度	0	—
2023年度	1	火災			

※当該事故（管理番号：A202500406）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>

本体裏面に貼付しているシールのご確認をお願いします。

CUA-CO2-001 または Cuact-CO2-001

正面



背面



対象商品



- 販売元: **アップ・スウェル株式会社**
- 型番: **CUA-CO2-001** または **Cuact-CO2-001**
- Lot No. (ロットナンバー) **未記載** のシールの商品

本体裏面に貼付しているシールのご確認をお願いします。

CUA-CO2-WF01

正面



背面



対象商品



- 販売元: **アップ・スウェル株式会社**
- 型番: **CUA-CO2-WF01**
- Lot No. (ロットナンバー) **未記載** のシールの商品

本体背面の内容を御確認いただき、該当する商品につきましては安全のため、即時ケーブルを外して電源を落としていただきますようお願いいたします。

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う充電ケースの無償交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

アップ・スウェル株式会社 CO2 濃度測定器回収修理窓口

電話番号 : 0120(036)452

メールアドレス : cuact@upswell.jp

受付時間 : 10時~17時 (土・日・祝日・年末年始・夏季休業を除く。)

ウェブサイト : <https://upswell.jp/supports/2022-01-cuactco2/announcement-002.html>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課 (製品事故情報担当)

担当 : 荒木、別所、上田

電話 : 03(3507)9204 (直通)

URL : <https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室

担当 : 日野、山田、中谷

電話 : 03(3501)1511 (内線) 4311

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500404	令和7年7月8日	令和7年7月31日	石油ふろがま(薪兼用)	CHS-2	株式会社長府製作所	火災	発煙に気付き確認すると、建物を1棟全焼する火災が発生しており、現場に当該製品があった。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	茨城県	製造から20年以上経過した製品
A202500414	令和7年7月6日	令和7年8月1日	密閉式(FF式)ガス瞬間湯沸器(都市ガス用)	GQ-C1622WZD-FH	株式会社ノーリツ	火災 軽傷1名	飲食店で当該製品を清掃中、ガスの爆発が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500406	令和6年9月23日	令和7年7月31日	二酸化炭素濃度測定器(充電式)	CUA-CO2-001	アップ・スウェル株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。事故の原因は、現在、調査中であるが、製品に内蔵している基板の不具合によってUSB充電ケーブルを接続し続けて利用すると電池の劣化が早まり、発火に至ったものと考えられる。	東京都	令和7年7月25日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年9月27日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意 令和4年9月28日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率:80.8%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500405	令和7年7月15日	令和7年7月31日	電気洗濯機	火災	ゴルフ場で、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	栃木県	
A202500407	令和7年7月18日	令和7年7月31日	電動車いす(ハンドル形)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	静岡県	
A202500408	令和6年10月26日	令和7年8月1日	バッテリー(リチウムイオン、スマートフォン用)	火災	店舗で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年10月26日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202500409	令和7年7月22日	令和7年8月1日	リチウム電池内蔵充電器	火災	事務所で当該製品を鞆に入れていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202500410	令和7年7月4日	令和7年8月1日	発電機(携帯型)	火災	工事現場で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福島県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年7月22日
A202500411	令和6年6月29日	令和7年8月1日	電気シェーバー	火災	当該製品に他社製のACアダプターを接続して充電後、当該製品をUSBケーブルから抜いて置いていたところ、USBケーブル及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年7月22日
A202500412	令和7年6月22日	令和7年8月1日	接続箱(太陽光発電システム用)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	茨城県	令和7年7月10日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202500413	令和7年6月27日	令和7年8月1日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品に他社製の充電器及びUSBケーブルを接続して充電中、異臭に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	広島県	令和7年7月17日に消費者安全法の重大事故等として公表済

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし